

●総合計画策定にかかる諮問・答申の写し

○諮問書の写し

甲斐企第1－23号
平成18年1月12日

甲斐市総合計画審議会
会長 今村 義 男 殿

甲斐市長 藤 卷 義 麿

「甲斐市総合計画」案について（諮問）

第1次甲斐市総合計画の策定にあたっては、合併後初めて策定する計画であり、新市建設計画を踏まえ、少子高齢化、三位一体改革など大きな時代の流れの中で、新たな時代に対応した魅力あるまちづくりを進めるための指針を定める必要があります。

「緑と活力あふれる生活快適都市」実現に向けた別添の基本的な施策方向について、ご意見を頂きたくよろしくご審議のうえ答申くださいますようお願い申し上げます。

○答申書の写し

平成 18 年 1 月 31 日

甲斐市長 藤 卷 義 磨 殿

甲斐市総合計画審議会
会 長 今 村 義 男

「甲斐市総合計画」(案) について (答申)

平成 18 年 1 月 12 日付け甲斐企第 1 - 23 号で当審議会に諮問のあった「甲斐市総合計画」(案) については、合併に伴って策定された新市建設計画を基本にして、その後実施した市民意向調査や地域懇話会をはじめとする市民の意見が反映され、行政全般にわたって市民とともにまちづくりを進める計画となっています。また、それぞれの分野において、達成目標が設けられるなど、実現に向けた取り組みが示されています。

本審議会で審議の結果、本計画の内容は妥当と認めるところであります。

なお、計画の実施にあたっては、次の事項に十分留意されるよう要望します。

1. 総合計画の趣旨や内容をわかりやすく、積極的に市民に周知するとともに、計画の推進にあたっては、市民の理解と協力、また、お互いの情報の共有化を図るなど、市民の視点に立った協働のあり方を十分検討され、市民が誇りと愛着を感じることができるとともに、まちづくりの実現に努めていただきたい。
2. 少子・高齢化社会の進展や核家族化など社会環境の変化に的確に対応することとし、人口の減少傾向が予想以上に早期に見込まれることも勘案し、必要に応じた弾力的な施策の運用や計画の見直しを図られたい。
3. 計画の進行状況や成果を明らかにし、的確な施策評価を実施して計画の適切な進行管理を図られるとともに、施策推進のために職員の資質向上と機動力ある組織運営に努められたい。
4. 三位一体改革をはじめとする厳しい財政状況にあって、まちづくりの基本である健全な財政運営を堅持し、より一層の行財政改革を進め、新しい時代にふさわしい行政の推進に努めていただきたい。

●総合計画策定にかかる専門部会審議結果報告書の写し

庁舎整備専門部会及び交通システム専門部会の審議結果について（報告）

当審議会に庁舎整備専門部会及び交通システム専門部会を設置し、庁舎整備の方向及び新交通システム整備事業の方向について検討をしたところ、審議結果は、別紙のとおりです。ですのでここに報告をします。

なお、次の点について特にご留意願います。

- 庁舎整備については、本庁機能を竜王庁舎へ集約することとし、北部公民館敷地へ第2庁舎と公民館を合わせた施設を建設する提言をしましたが、庁舎の整備を進めるにあたっては、各支所において住民サービスの低下がないよう一層サービスの向上に努めるよう十分検討をお願いします。

- 新交通システム整備事業については、「きめの細かい公共交通」と「生活圏を結ぶ新たな幹線交通網の充実」を提言していますが、導入の前提として、市民意識の啓発を積極的に行い、その上で市民のニーズをきめ細かく把握し、効率的・合理的な公共交通ネットワークの構築をお願いします。

以上

平成 18 年 1 月 12 日

甲斐市長 藤 卷 義 麿 殿

甲斐市総合計画審議会
会 長 今 村 義 男

庁舎整備専門部会 審議結果報告

甲斐市総合計画審議会庁舎整備専門部会は、新市建設計画の中で、重点プロジェクトとして掲げられている「新市の庁舎整備」の方向性について、4回にわたって審議を進めてきた。調査・検討の経過と内容は、以下のとおりである。

当専門部会では、市民アンケート結果を尊重しつつ、庁舎の現状・課題、庁舎方式のあり方、庁舎機能の考え方などを整理する中で、庁舎整備の方向性として次の5つの案について検討を行った。

①現行方式の継続（分庁方式） ②本庁機能の竜王庁舎への集約及び竜王北部公民館の機能を兼ねる第2庁舎の整備 ③本庁機能の竜王庁舎への集約及び竜王北部公民館敷地への第2庁舎の整備 ④人口重心近傍への本庁舎の整備 ⑤地域中心近傍への本庁舎の整備

検討にあたっては、市民アンケートにおいて約半数の市民が現在の分庁方式を支持していることを踏まえつつ、さらに詳細な分析や課題の検討を行い、行政運営の効率化など合併の効果を活かすことを基本的な観点とした。その上で、評価の視点として、住民の利便性、庁舎整備に伴う財政負担、交通のアクセス性、市民の一体感の醸成や市民交流の充実、防災拠点の確保に重点を置いて検討を行った。

その結果、当専門部会は、現在の分庁方式がさまざまな行政手続きを一個所で処理できないなど住民の利便性の点で課題があること、行政運営の効率化の点で合併の効果が活かしにくいこと、などの理由から本庁方式が望ましいと考えた。さらに本庁方式の中でも財政的な負担が少ない、竜王庁舎への本庁機能の集約という案を、庁舎整備の基本的な方向として集約した。一方、きめの細かいサービスを身近な環境で地域住民に提供して行く必要があることや、地域における防災対策を進めていかなければならないことなどを踏まえ、支所の組織体制や施設整備についても留意することとし、次のとおり提案する。

- (1) 本庁機能を竜王庁舎へ集約し、第2庁舎を竜王北部公民館敷地に整備する。
 - (7) 竜王北部公民館は、第2庁舎に公民館機能として整備する。
 - (4) 竜王北部公民館は、庁舎とは別に整備する。
- (2) 本庁機能の集約によって、支所における行政サービスの低下を招くことがないように、組織体制への十分な配慮が必要である。
- (3) 双葉支所（双葉公民館を含む）は耐震対策を進める。また、敷島支所は老朽化しているため、他の公共施設等の活用も含め支所の配置・整備の検討を進める。

今日、私たちは、少子高齢化への対応、環境型社会の構築など大きな変革の中にある。また、地方自治体は、地方分権の流れの中で、自治体基盤の強化が急務となっている。

庁舎整備は、住民の利便性を確保しつつこのような時代の要請に応えるものでなくてはならない。今後、合理的で利便性の高い庁舎のあり方について市民の理解を深める中で、当専門部会の報告の趣旨が十分理解され、活かされることを期待する。

平成 17 年 11 月 29 日

甲斐市総合計画審議会会長 今 村 義 男 殿

甲斐市総合計画審議会

庁舎整備専門部会長

天 野 七 郎

交通システム専門部会 審議結果報告

甲斐市総合計画審議会交通システム専門部会は、新市建設計画の中で、重点プロジェクトとして掲げられている「新交通システム整備事業」の方向性について、4回にわたって審議を進めてきた。調査・検討の経過と内容は、以下のとおりである。

当専門部会では、甲斐市における現状や、市民アンケート等の結果を整理・検討する中で、「きめの細かい公共交通の“確保”」と、「生活圏域を結ぶ新たな幹線交通網の“充実”」を進めていくことが望ましいという2つの方向性を見出すことができた。

しかし、当面は、過疎化が進展する地域の住民や、高齢者を始めとする交通弱者のための交通手段確保を優先すべきであるとの考えから、前者の「きめの細かい公共交通の確保」を重点的に進め、中でも「バス交通の充実を図るべきである」との見解で一致を見た。また、バス交通単体だけではなく、他の交通システムとの複合整備も検討するべきであるとの意見が多数を占めた。

ただし、導入の前提として、まず市民意識の啓発を積極的に行い、その上で市民ニーズをきめ細かく把握し、効率的・合理的な公共交通ネットワークの構築をすることが望ましいとされた。

一方、「生活圏域を結ぶ新たな幹線交通網の充実」という方向性については、LRT（軽快電車）を近隣の自治体とともに導入していくことが望ましいとされたが、整備・運営に多大なコストがかかるため、近い将来の実現は難しく、整備の可能性も含めて今後の課題としていくこととした。

なお、このほか、防災面を考慮したヘリポートの設置や、双葉サービスエリアスマートICの恒久化、リニア中央新幹線の動きなども含め、空路・道路・幹線鉄道網等とのネットワークも併せて検討をしていくべきであるとの考え方も示された。

これからの交通システム整備に求められる方向性は、多くの市民に対し、そのニーズに見合う利便性を提供していくことにある。自治体としては、多様な輸送手段の検討や、潜在的な需要の喚起等はもちろんのこと、確保すべき交通サービスへの財政支援のあり方や、市民意識の啓発について継続して検討していかなければならない。また、利用者負担を前提としつつも、住民、団体、企業等と連携し、幅広い受益者負担の形態等も併せて検討するべきである。

生活快適都市を目指す本市においては、全ての住民が快適に生活を送れるよう、当専門部会の報告の趣旨が充分理解され、活かされることを要望する。

平成17年11月29日

甲斐市総合計画審議会会長 今村 義男 殿

甲斐市総合計画審議会
交通システム専門部会長
三井 新一

●総合計画策定にかかる条例及び規程

○甲斐市総合計画審議会条例

平成 16 年 9 月 1 日

条例第 26 号

(設置)

第 1 条 甲斐市における総合計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として甲斐市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 地域住民代表
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 識見を有する者
- (4) 一般住民

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 前条の規定による委員のうち役職にあることにより任命された者の任期は、その任期中とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長若干人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位に従い、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 8 条 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的事項を審議させるため、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で構成し、部会長は、部会委員の互選により選任する

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 部会の会議については、第6条の規定を準用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年9月1日から施行する。

第1次甲斐市総合計画審議会委員名簿

条例の区分	委員氏名	地区	備考	専門部会 ◎部会長 ●職務代理	
				庁舎整備 専門部会	交通システム 専門部会
地域住民代表	天 野 七 郎	竜王地区	副会長	◎	
	三 井 新 一	敷島地区	副会長		◎
	樋 口 文 忠	双葉地区	副会長	●	
関係団体の役職員	原 田 重 子	竜王地区			○
	込 山 博	竜王地区		○	
	金 丸 等	竜王地区			○
	今 村 淳	敷島地区		○	
	長 田 正 興	敷島地区			○
	出 澤 良 人	敷島地区		○	
	岩 間 一 幸	双葉地区			○
	若 月 英 子	双葉地区		○	
識見を有する者	中 村 敬 宏	双葉地区			○
	小 林 佳 一	竜王地区		○	
	神 田 睦 興	竜王地区			●
	小 宮 山 武 久	竜王地区		○	
	小 林 守	敷島地区			○
	今 村 義 男	敷島地区	会 長	○	○
	飯 沼 堅 太 郎	敷島地区			○
	今 村 正 城	双葉地区		○	
	豊 田 泰 長	双葉地区			○
一 般 住 民	水 上 源 太 郎	双葉地区		○	
	立 澤 眞 一	竜王地区			○
	金 丸 久 子	竜王地区		○	
	田 中 陽 子	竜王地区			○
	横 山 善 宏	敷島地区		○	
	難 波 正 枝	敷島地区			○
	岡 田 京 子	敷島地区		○	
	石 川 克 雄	双葉地区			○
	佐 藤 光 代	双葉地区		○	
須 藤 孝 子	双葉地区			○	

○甲斐市総合計画策定本部設置要綱

平成 17 年訓令第 13 号

(設置)

第 1 条 甲斐市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、全庁的な合意形成及び効率的な連絡調整を図るため、甲斐市総合計画策定本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想案及び基本計画案の策定に関すること。
- (2) 市政の現状分析に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、総合計画策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長とし、副本部長は助役をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は、本部における事務を総括し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(部会等)

第 6 条 部門別の調査及び検討を行うため、本部に次に掲げる部会を置く。

- (1) 都市機能部会
- (2) 教育文化部会
- (3) 福祉保健部会
- (4) 産業振興部会
- (5) 安全快適部会
- (6) 行政情報部会

2 部会は、代表部員、副代表部員及び部員で組織し、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

3 代表部員は、必要に応じて部会を招集し、会議の議長となる。

4 具体的な事項の調査及び検討を行うため、各部会にワーキンググループを置く。

5 ワーキンググループは、別表第 2 に掲げる所属の担当リーダー又は担当者をもって組織する。

(庶務)

第 7 条 本部の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

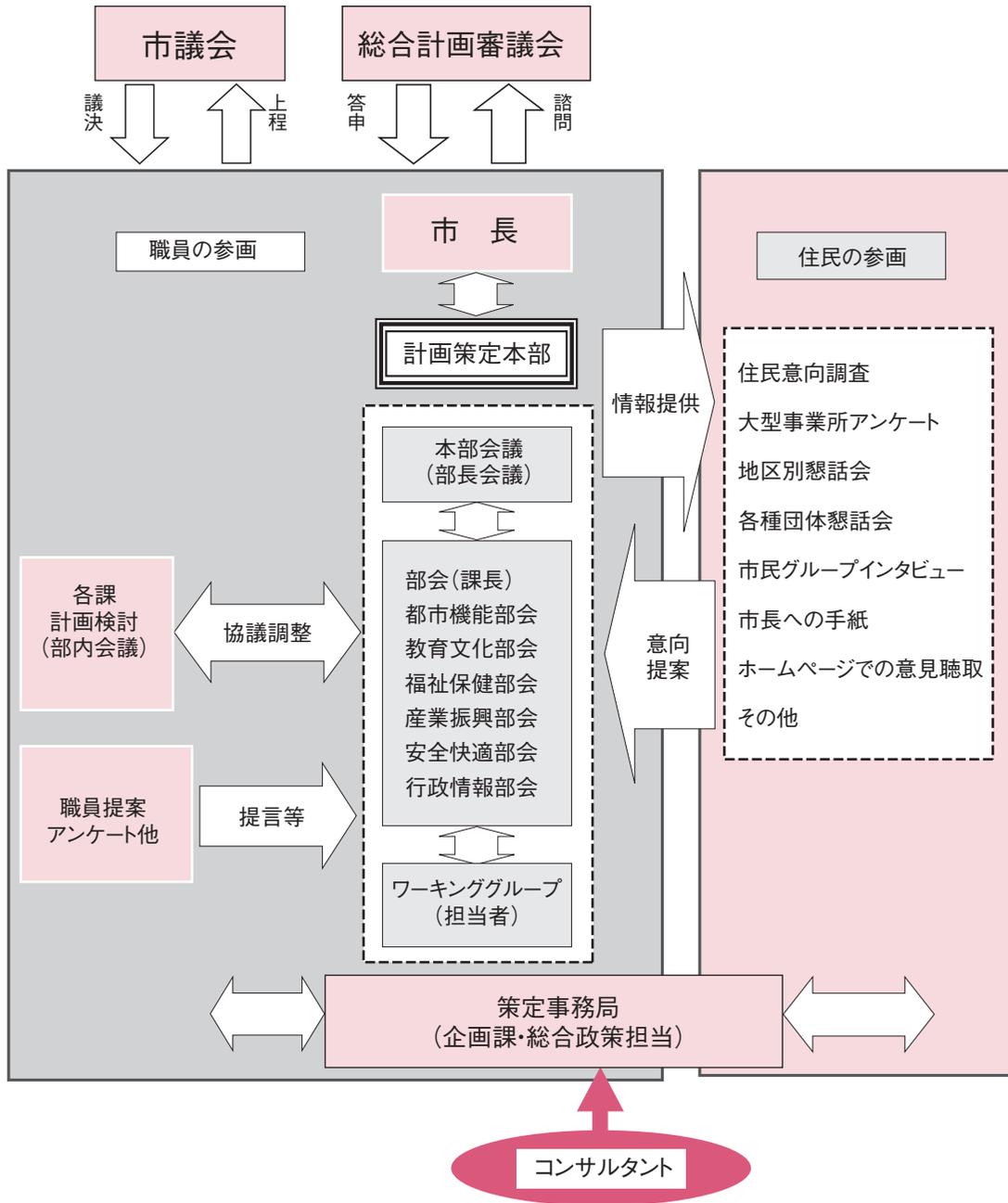
別表第1 (第3条関係)

助役	収入役	教育長
企画部長	総務部長	市民部長
環境経済部長	福祉保健部長	都市建設部長
議会事務局長	教育次長	水道局長
敷島支所長	双葉支所長	

別表第2 (第6条関係)

部会名	代表部員	副代表部員	部員
都市機能部会	都市計画課長	建設課長	企画課長 総務課長 農林振興課長 緑化推進課長 駅周辺整備室長 下水道課長 敷島支所地域課長 双葉支所地域課長 水道局業務課長 水道局工務課長
教育文化部会	教育総務課長	学校教育課長	企画課長 総務課長 子育て支援課長 生涯学習文化課長 スポーツ振興課長 図書館長
福祉保健部会	福祉課長	健康増進課長	企画課長 保険課長 子育て支援課長 高齢福祉課長 竜王支所地域課長 双葉支所地域課長
産業振興部会	農林振興課長	商工観光課長	企画課長 竜王支所地域課長 敷島支所地域課長
安全快適部会	建設課長	都市計画課長	企画課長 総務課長 農林振興課長 環境課長 緑化推進課長 下水道課長 水道局業務課長 水道局工務課長
行政情報部会	総務課長	企画課長	秘書広報課長 財政課長 人事課長 市民課長 敷島支所市民課長 双葉支所市民課長 税務課長 保険課長 会計課長

甲斐市総合計画の策定体制



甲斐市総合計画策定経過

年月	総合計画審議会・議会	庁内会議	その他
H17年 4月		第1回本部員会議 策定体制・スケジュールなど検討	
5月	第1回総合計画審議会 委員委嘱・全体スケジュール検討	定例課長会議 策定体制・スケジュールなど検討	自治会区長会 策定全体スケジュール提示
6月		職員意識調査実施 甲斐市現状調査実施(各課) 第1回部会(6部会) 策定体制、スケジュール、部会 の進め方検討	市民アンケート実施 5000人の無作為抽出 回答数1,878票 回収率37.6% 市民インタビュー実施 子育て中主婦、ボラン ティア団体、サークル 活動団体、企業等
7月		第2回部会(6部会) 甲斐市の現状、地域の特性、 市民アンケート結果検討 第2回本部員会議 甲斐市の現状など検討 市民アンケート結果検討	
8月	第2回総合計画審議会 専門部会設置・今後の進め方 第1回庁舎整備専門部会・交 通システム専門部会	第3回部会(6部会) 将来推計人口・地域の特性等 戦略的指標「甲斐的指標」の 検討	
9月	第2回庁舎整備専門部会・ 交通システム専門部会 第3回庁舎整備専門部会・ 交通システム専門部会	第4回部会(6部会) 総合計画の構成案、施策体系 案、戦略的目標の検討	竜王地区地域懇話会 55人参加 敷島地区地域懇話会 54人参加 双葉地区地域懇話会 55人参加
10月	第4回庁舎整備専門部会・ 交通システム専門部会	主要事業調査(H18～H27) 第5回部会(6部会) 戦略的指標の検討・将来フレ ーム案・土地利用のあり方検討	
11月	第3回総合計画審議会 庁舎整備・交通システム専 門部会から審議結果報告 基本構想素案検討	市長主要事業ヒアリング 第6回部会(合同会議) 基本構想素案検討 第3回本部員会議 基本構想素案・戦略的指標検討 第7回部会(6部会) 基本計画素案検討	
12月		第8回部会(6部会) 基本計画素案検討 第4回本部員会議 基本計画素案検討	
H18年 1月	第4回総合計画審議会 基本構想案・基本計画案検討 第5回総合計画審議会 基本構想案・基本計画案の答申		
2月	議会全員協議会 基本構想案・基本計画案説明		
3月	基本構想案提案 基本構想案議決		

用語集

あ 行

R² (決定係数)

ある式で表される関数の確からしさ、モデルの妥当性を示す係数を言い、一般的に 0.7 程度以上あれば、その関数式は妥当性が高いと言われています。

新しい公共

市民や市民団体、事業者、行政が知恵や力を出し合いながら地域社会の現場から公共の課題を発見し、共有し解決していこうという考え方です。

一次予防

病気にならないように、普段から健康増進に努めることを言います。

LGWAN (エルジーワン)

Local Government Wide Area Network の略で、地方自治体を相互に接続する広域的行政ネットワークのことを言います。

か 行

回帰式

説明したい変数(目的変数)と説明のために用いる変数(説明変数)の間に式を当てはめ、目的変数が説明変数によってどれくらい説明できるのかを定量的に分析する手法のことです。

核家族

ひと組の夫婦とその未婚の子どもからなる世帯を言います。

学童保育

親が働いていて放課後の保育が十分保障されない小学校低学年児童に対し、家庭に代わる保育を行う施設や事業のことを言います。

行政改革大綱

本市における地方分権時代の行政改革の進むべき方向性などを明らかにするものです。

行政経営システム (NPM)

「企画立案」「実施」「点検評価」「改善実施」からなるPDCAサイクルの起点として総合計画を位置づけ、行政評価や行財政改革等と連動させて実効性を高めていくシステムを言います。

行政評価システム

政策や事業等の行政活動について、一定の基準で、できる限りわかりやすい指標を用い、その必要性や効率性、成果などについて評価し、総合計画の進行管理や予算編成等に活用するものです。

区域区分 (線引き)

都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」の2つの区域に区分することを言います。

グローバル化

資本や労働力の移動が活発化し貿易や投資が増大することによって、世界における経済的な結びつきが深まることを言います。

原単位法

一定量を生産するのに必要な原材料・労働力などの標準的な分量を原単位として、これを用いて推計を行う方法です。

公共交通

鉄道、路線バス、タクシーなど、不特定多数の人が利用可能な乗り物のことを言います。

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安として用いられ、一般的には15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した統計で算出されます。

高次都市機能

日常生活を営む圏域を超えた広範な地域を対象とする質の高い都市的サービスを提供する機能を言います。具体的な施設としては、テレビ局・ラジオ局など情報通信施設、大学院・大学・短期大学・研究機関など研究開発施設、劇場・美術館・博物館・専門図書館など芸術文化施設、スタジアムなどスポーツ・レクリエーション施設、高度専門医療施設、遊園地・映画館など余暇娯楽施設などがあります。

交通需要管理

道路渋滞などの交通問題に対して、道路の容量を拡大させるのではなく、利用時間の変更や経路の変更、手段の変更など、交通の需要＝利用者側の工夫や調整を行うことによって対応する方法を言います。TDM (Transportation Demand Management) とも。

コミュニティビジネス

市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称を言います。

さ行

里山

人里の近くにある生活に結びついた山のことを言います。

3次救急医療

最も重症な患者を対象とする救急医療を言います。

三位一体の改革

国の関与を縮小し、地方が自由に使える財源を増やすため、①国庫補助負担金の改革、②地方交付税の改革、③税源移譲を含む税源配分の見直しの三つの改革を一体的に進めることとしており、これを「三位一体の改革」と呼んでいます。

資源循環型社会

大量消費・大量廃棄型社会から脱却し、環境負荷をできる限り抑制する仕組みが組み込まれている社会のことを言います。

指定管理者制度

地方自治法の改正により、公の施設の管理を民間事業者を含む幅広い団体ができるようになった制度を言います。

市民農園

サラリーマンなど都市の住民がレクリエーション目的などで小面積の農地を利用して野菜や花などを育てるための農園を言います。

住民情報システムの標準化・共同化

標準化とは市町村ごとに異なった住民情報システムを同じ形態にすることを言います。また、共同化とは県内市町村で住民情報システムを共同運営することを言います。

集落営農

集落を単位として、生産行程の全部または一部を共同で取り組むことを言います。

常備消防

いわゆる消防署やその出張所のことで、専任の職員が勤務しているものを言います。

食育

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを言います。

人口集中地区

国勢調査において、①原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村内で互いに隣接し、かつ②それら隣接した地域の人口が国勢調査で5,000人以上を有する地域を言います。

人口推計

この総合計画においては、(財) 国立社会保障人口問題研究所「小地域簡易将来人口推計システム」を用い、平成 12 年を基準年とし、これに住民基本台帳に基づく平成 11 年 3 月 31 日から同 16 年 3 月 31 日までの 5 年間の年齢階層別人口の変化率による補正を加えることにより推計を行いました。なお、この際の合計特殊出生率は、平成 12 年時点は、3 地区の平成 12 年の数値を平均した 1.68 を、また、平成 17 年以降は 3 地区の平成 15 年の数値を平均した 1.53 を用いています。

人口ピラミッド

ある時点における年齢階層別人口を上下に、男女を左右に分けて並べた図を言います。一般に多産多死型社会ではピラミッド型になりますが、少産少死型社会では壺(つぼ)型になります。

生活排水クリーン処理率

生活排水を処理する施設は、下水道や合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設などがあり、地域特性に応じて導入可能なものが順次整備されていますが、これらの処理施設による処理人口の、総人口に占める割合を言います。

生産年齢人口

15 歳から 64 歳までの人口を言います。

製造品出荷額等

その事業所が所有する原材料によって製造された製品の出荷額を言います。

成年後見制度

障害により判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にその契約を取り消すことができるようにすることによって、不利益から守る制度のことを言います。

た 行

第 1 号被保険者

65 歳以上の人全員を言います。

対数関数 ($y=a\ln(x)+b$)

ある数を何回掛けると別のある数になるのか、その掛ける回数を示す数を「対数」と言い、対数式で表される関数を対数関数と言います。

棚田

急な傾斜地に階段状につくられた田のことを言います。

地域経営

民間企業がさまざまな経営戦略を策定しながら競争しているように、本市が持つ特性や強みを最大限に活かしながら戦略的な視点を持って地域全体を活性化していくという取り組みの方向性を示しています。

地域審議会

市町村の合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、旧町の区域を単位として置かれる組織のことを言います。

地域包括支援センター

平成 17 年に改正された介護保険法により新たに位置づけられた機関で、介護保険が適用されない人に対しても、その人が要支援・要介護状態にならないように介護予防サービスなどを提供することになっています。

知縁ネットワーク

同じ趣味や同じ関心を持つなど、知的好奇心で結びついた人的ネットワークのことを言います。

知識集約型の産業

コンピュータ関連産業、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー関連の研究開発型産業、教育産業など知識や技術を多く投入する産業のことを言います。

秩父多摩甲斐国立公園

昭和 25 年 7 月 10 日に秩父多摩国立公園に指定され、平成 12 年 8 月 10 日に秩父多摩甲斐国立公園と名称変更されました。

昼夜間人口比率

常住人口 100 人当たりの昼間人口の割合を言います。

定員管理

市民サービスを今後どのように行っていくかという判断のもと、自治体の業務分析などを詳細に実施した上で必要な職員数を算定していくものです。

道路改良率

道路の延長距離うち、幅員、路面等の構造について道路構造令の規格に適合する道路の延長距離が占める割合を言います。

徳川御三卿

徳川将軍家の一族で、田安・一橋・清水の三家を言います。御三家と異なり臣下ではなく將軍の家族との位置付けで、幕府から賄い料 10 万石が給せられ、家老も旗本が出向で勤めました。

都市計画マスタープラン

都市づくりの将来の望ましい姿(将来像)を示し、その将来像を実現するための基本的な方針を定めるものです。

都市の外延化

都市の外延部が郊外へ拡大していくことを言います。

な 行

認定農業者

農業経営の規模拡大や生産方式の合理化など、将来の農業経営の改善計画を掲げた「農業経営改善計画」を作成し、市長の認定を受けた農業者を言います。

年間商品販売額

その事業所における商品の販売額を言います。

農業生産法人

農業者などの農業関係者が中心となって組織された農業を行う法人であり、農業経営を行うため、農地を買ったり借りたりすることができることになっています。

農業粗生産額

農家が稲作、野菜栽培、養蚕、畜産などの農業生産によって得た農畜産物と、その農畜産物を原料として作られた加工農産物を販売して得た利益額のことです。

農地の流動化

地域の農業に意欲的な認定農業者などの担い手に農地を貸したり、売ったり、農作業を委託したりして、農地の有効利用を図り効率的かつ安定的な農業経営を確立することを言います。

は 行

ハザードマップ

過去の災害記録や科学的な研究、実地調査などをもとに危険な場所や避難経路を地図上に表したものを言います。

パブリックコメント制度

市の重要な施策、たとえば計画などを策定していく中で、その計画などの素案を公表し、広く市民に意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して決定していく制度を言います。

バリアフリー化

もともとは建築用語で「バリア(障壁)」を「フリー(除く)」、つまり段差や幅の狭い間口など障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味します。

ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい依頼会員と、育児の援助を行う提供会員という会員同士で育児の援助を行う地域の子育て支援のシステムを推進するセンターのことを言います。

付加価値

企業などが、事業活動を通じて新たに生み出す価値のことを言います。

プライマリー・ヘルス・ケア

プライマリーとは「最初の」「最も重要な」などを意味する言葉で、ここでは「住民に最も身近な」という意味合いを持っています。ヘルス・ケアは「健康づくりに取り組む」ことを意味します。したがって、プライマリー・ヘルス・ケアとは住民に最も身近な地域の、住民にとって最も重要な健康づくりの取り組みのことを言います。

分庁舎方式

複数の庁舎に市役所の機能を分散配置する方法を言います。

ポケットパーク

道路わきや街区内の空き地などわずかの土地を利用した小さな公園のことを言います。

や 行

ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるように施設や機器などをデザインすることを言います。

要保護世帯数

病気や障害などで働けなくなったり、失業して収入が無くなったり、働いていても収入が少なかったりして生活に困る場合があります。そのようなときに、生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障され、自分の力で生活していけるようになるまで支援を受けている世帯の数を言います。

4 R (ヨンアール) 運動

ごみになるものを断つ (Refuse)、買う量などを減らす (Reduce)、繰り返し使う (Reuse)、資源として再利用する (Recycle) の4つのRを推進することを言います。

成果指標一覧

基本政策 I 都市機能の充実したまちづくり

成果指標					
指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値
景観地区の指定が望まれる面積	美しい景観づくりに向けた取り組みの状況を示す指標	景観法に基づき景観地区に指定された地区の面積	0	H16	後年設定
地域に合った街並みがあると感じる市民の割合	街並みに対する市民の愛着度合いを示す指標	市民アンケート調査において、肯定的回答をした人の割合	—		後年設定
人口集中地区(DID)の人口密度	市街地における土地利用の高度化の状況を示す指標	人口集中地区の人口÷人口集中地区面積	4,813人/k㎡	H12	5,000人/k㎡
市街地整備が行われた面積	計画的な都市整備の状況を示す指標	土地区画整理事業、市街地再開発事業及び都市再生整備計画事業により整備された地区の面積	26.2ha	H16	後年設定
自律した都市圏を形成していると感じる市民の割合	高度な都市機能の整備状況を示す指標	市民アンケート調査において、肯定的回答をした人の割合	—		後年設定
鉄道駅の乗降客数(年間)	公共交通機関のうち鉄道の利用状況を示す指標	JR 竜王駅定期乗降客数+ JR 塩崎駅定期乗降客数	723,576人	H14	1,000,000人
公共交通機関の利便さに対する市民の満足度	公共交通機関の整備による成果を示す指標	市民アンケート調査において、肯定的回答をした人の割合	13.1%	H17	20.0%
乗用車の世帯あたり保有台数	自家用車の利用環境を示す指標	乗用車(軽自動車を除く)保有台数÷住民基本台帳世帯数	1.04台	H17	1.00台
車道幅員が4m未満の市道の割合	狭あい道路の解消状況を示す指標	車道幅員4m未満の市道の総延長÷市道の総延長×100	23.0%	H16	20.3%
市内の公道に設置された歩道の延長距離	歩行者道路の整備状況を示す指標	市内の公道に設置された歩道の総延長	45,640m	H16	75,000m
生活道路の整備状況に対する市民の満足度	生活道路の整備による成果を示す指標	市民アンケート調査において、肯定的回答をした人の割合	13.8%	H17	20.0%

基本政策Ⅱ 心豊かで文化のかおるまちづくり

成果指標					
指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値
市が主催する生涯学習講座に参加した市民の数(年間)	生涯学習機会の利用状況を示す指標	市が主催する生涯学習講座への参加者数	15,000人	H16	30,000人
生涯学習のリーダーとなった市民の数	生涯学習の市民の目標の達成度を示す指標	社会教育施設等で指導者として活動した市民の数(ボランティアバンク含む)	200人	H16	500人
市が所有するスポーツ施設の利用者数(年間)	市民スポーツの利用状況を示す指標	市が所有するスポーツ施設の利用者総数	298,832人	H16	420,000人
公民館等の利用団体の構成員の数	生涯学習を生活の一部とした市民の状況を示す指標	1年間の各施設ごとの登録団体構成員数	3,500人	H16	7,000人
市立図書館の入館者数	図書館の利用状況を示す指標	市立図書館の年間総入館者数	605,474人	H16	750,000人
生涯スポーツを実践している市民の数(年間)	スポーツ事業への参加状況を示す指標	市又は体育協会が主催するスポーツ事業への参加者数	27,786人	H16	31,600人
幼児教育に対する満足度	公立幼稚園教育の充実度を示す指標	幼児教育に対して満足と回答した保護者の数 ÷ アンケート回答総数 × 100	—		後年設定
学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合	学校教育への親近感や魅力度を示す指標	児童・生徒を対象とする意識調査において、学校が楽しいと答えた者の割合	—		後年設定
授業が分かりやすいと感じる児童・生徒の割合	学校教育による学力の習得状況を示す指標	児童・生徒を対象とする意識調査において、授業が分かりやすいと答えた者の割合	—		後年設定
定期的に親しむ芸術文化活動(鑑賞のみの場合を含む)がある市民の割合	芸術文化活動の振興状況を示す指標	市民アンケート調査において、「定期的に親しむ芸術文化活動がある」と答えた者の割合	—		後年設定
伝統芸能の継承者数	地域固有の文化の継承の状況を示す指標	無形民俗文化財に指定された伝統芸能の継承に携わっている者の数	56人	H16	80人
市内の国際交流団体の会員数	国際交流事業への市民の参加状況を示す指標	市内の国際交流団体に加入している市民の数	118人	H17	210人
国際交流団体の事業に参加した市民の数(年間)	国際交流事業への市民の参加状況を示す指標	国際交流団体が主催する国際交流事業に参加した市民の数	1,060人	H16/9 ~ H17/8	2,500人

基本政策Ⅲ 健やかで心ふれあうまちづくり

成果指標					
指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値
福祉ボランティア登録者数	介護・福祉に関する市民の関心度合いを示す指標	市社会福祉協議会に登録している福祉ボランティアの数	1,233人	H16	8,000人
日常生活で孤独を感じる一人暮らし高齢者の割合	独居高齢者に対する地域の見守りや支援の状況を示す指標	独居高齢者のうち「日常生活において孤独を感じる」と答えた人の割合	—		後年設定
障害者が居宅生活支援サービスを利用した回数	障害者の生活自立支援の状況を示す指標	年間に障害者一人当たりが支援費制度や精神障害者居宅介護事業、一時擁護(レスパイト)事業、訪問入浴、福祉タクシー、補装具・日常生活用具交付事業等のサービスを利用した回数	4.3回	H16	6.4回
介護保険認定者の割合(65歳以上の高齢者のうち)	高齢者福祉サービスの認定状況を示す指標	介護保険の認定を受けた人の割合	13.7%	H16	12.8%
介護保険サービスの満足度	介護保険サービスに対する評価を示す指標	市民アンケート調査において、満足傾向の回答をした人の割合	—		後年設定
高齢者の社会参加活動と交流事業への参加の数	高齢者の生きがい対策や社会貢献の状況を示す指標	過去1年間にボランティアや地域活動をしたことがある高齢者の延べ人数	4,745人	H16	6,000人
合計特殊出生率	子育て支援による成果を図る指標	一年間に15歳から49歳までの女性一人あたりが生んだ子どもの数	1.54	H16	1.64
ファミリー・サポート・センターの利用件数(年間)	女性の就業支援の状況を示す指標	ファミリー・サポート・センターの利用実績(年間利用件数)	0件	H16	750件
放課後児童クラブ及び児童館・児童センターの利用者数(年間)	子どもを育成するための地域環境の整備状況を示す指標	放課後児童クラブ、児童館・児童センターの年間延べ利用者数	167,803人	H16	237,600人
健康診断の受診率(年間)	心身の健康維持への支援の状況を示す指標	基本検診(総合検診と人間ドック)の受診者数÷基本検診の対象者数×100	67.2%	H16	70.0%
健康づくりに関心を持っている人の数	健康づくりに取り組んでいる市民の状況を示す指標	保健福祉センターの利用登録者数	1,103人	H16	2,500人
市民一人あたりの医療費(国民健康保険)	健康づくりへの支援の成果を示す指標	国民健康保険加入者が年度内に使用した一人あたり医療費(10割分)の額	295,079円	H16	300,000円

基本政策Ⅳ 活気にあふれるまちづくり

成果指標					
指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値
事業所開業率（年率）	市内における起業の状況を示す指標	(市内において開設された事業所数÷前回調査時の事業所数)÷調査期間×100	4.2%	H16	5.0%
観光客数（年間）	観光振興の状況を示す指標	主な観光地における観光客数の合計（昇仙峡のみの客を除く）	1,140,000人	H16	1,354,000人
地元購買率	商業の活性化の状況を示す指標	山梨県商圈実態調査における市内購買率	37.7%	H16	45.0%
サービス業を営む事業所数	生活関連産業などサービス業の振興状況を示す指標	事業所・企業統計に基づくサービス業の事業所総数	1,162事業所	H16	1,250事業所
「新連携」の認定数	事業者間の連携の状況を示す指標	中小企業新事業活動促進法に基づく「新連携」の認定数	0件	H16	10件
やまなし産業情報交流ネットワーク（I.IEN.Y）に参加している市民の数	産学官の連携の状況を示す指標	さまざまな産業分野に携わる者が肩書きや専門分野を超えて交流する場である「I.IEN.Y」に加盟している者の数	22人	H16	50人
都市農山村交流事業への参加者数（年間）	農林業の付加価値向上に向けた取り組みの状況を示す指標	都市農山村交流事業へ参加した者の総数（ドラゴンフェスタは除く）	18,800人	H16	35,000人
耕作放棄地率	優良農地の保全状況を示す指標	耕作放棄地面積÷(耕地面積+耕作放棄地面積)×100	21.1%	H12	16.9%
認定農業者数	積極的に農業に取り組む担い手を示す指標	市内の認定農業者の数	20人	H16	50人
製造品出荷額等	工業活動の状況を示す指標	市内にある製造所等における製造品出荷額等	74,672百万円	H15	100,000百万円
年間商品販売額	商業活動の状況を示す指標	市内の卸・小売事業所における年間商品販売額	103,195百万円	H14	130,000百万円
進出企業による雇用の創出数	企業導入による雇用創出の状況を示す指標	新たに進出した企業（うち、計画期間内に市内での事業を取りやめた企業分を除く）により雇用された者の数	0人	H16	1,250人

基本政策V 安全で快適に暮らせるまちづくり

成果指標					
指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値
災害発生時の避難場所・避難経路を知っている市民の割合	防災情報に関する市民への啓発の成果を示す指標	市民アンケート調査において、知っていると答えた者の割合	—		後年設定
けが人や病人に応急手当ができる市民の数	災害時の応急対策への備えの状況を示す指標	消防署等が実施する応急手当の講習会（普通救命講習会等）を受講した市民の数（過去3年間）	2,093人	H16	3,000人
火災発生件数（出火率）	消防活動による火災予防に対する市民への意識啓発を示す指標	人口1万人当たりの1年間の火災発生件数	6.4件	H16	5.0件
防犯体制に対する市民の満足度	防犯活動や防犯灯の設置など防犯対策の成果を示す指標	市民アンケート調査において、肯定的回答をした人の割合	—		後年設定
交通事故発生件数（年間）	交通安全施設整備、交通安全教育の成果を示す指標	1年間に市内で発生した人身事故の件数	647件	H16	600件
都市下水路の整備面積	雨水排水施設の整備状況を示す指標	公共下水道などで雨水を排除することができる区域の面積	170ha	H16	200ha
まちが花と緑に囲まれていると感じる市民の割合	緑化の推進による成果を示す指標	市民アンケート調査において、感じると答えた者の割合	—		後年設定
一人あたり都市公園面積	公園整備の状況を示す指標	市内の都市公園面積÷常住人口	5.7㎡/人	H16	7.5㎡/人
生活排水クリーン処理率	生活排水処理の状況を示す指標	生活排水処理区域人口÷総人口×100	68.8%	H15	82.0%
ゴミのリサイクル率	ゴミの資源化への取り組み状況を示す指標	資源ごみ÷家庭ごみ×100	16.4%	H16	19.0%
環境保全活動に対する市民の割合	環境美化に対する市民の取り組み意識を示す指標	市民アンケート調査において地域の清掃や美化活動へ参加と答えた者の割合	—		後年設定
一人一日あたりごみ排出量	ごみの減量化の成果を示す指標	一般ごみの年間収集量÷総人口÷365日	650g	H16	630g
クリーンエネルギーによる発電設備の施設数（民間も含む）	新エネルギーの開発普及の取り組みを示す指標	クリーンエネルギー（太陽光、風力）により電力が生成できる発電施設	2カ所	H17	5カ所
公営住宅の整備	中高層団地への整備を示す指標	中高層団地への整備戸数	138戸	H17	210戸
用途地域面積	計画的な都市機能の配置や環境保全の状況を示す指標	用途地域面積÷総面積×100	19.8%	H16	後年設定
計画的で秩序のある土地利用が行われていると感じる人の割合	適正な土地利用の状況を示す指標	市民アンケート調査において、感じると答えた者の割合	—		後年設定
自然環境の保全と自然と共生する地域づくり	自然環境の状況を把握し、必要に応じた規制等を行うと共に、市民の自然環境保護事業への参加状況を示す指標	自然保護活動に参加する市民の割合	—		後年設定

基本政策Ⅵ 住みよさをみんなで築くまちづくり

成果指標					
指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値
行政改革により改善された事務・事業の数(延べ)	行政改革の取り組み状況を示す指標	行政改革により改善された事務・事業の数	0件	H17	後年設定
経常収支比率	市の財政状況を示す指標	経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源 × 100	83.9%	H16	83.0%
市税収納率	自主財源の収納状況を示す指標	市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、目的税の徴収率(現年分)	97.1%	H16	98.0%
国保税収納率	自主財源の収納状況を示す指標	国民健康保険税の徴収率(現年分)	88.3%	H16	90.0%
窓口サービスに対し満足度を感じる市民の割合	窓口サービスの改善状況を示す指標	市民アンケート調査において、満足と感じる市民の割合	64.7%	H17	70.0%
電子申請、届出等システムの業務数および利用件数	電子行政サービスの進展度合いを示す指標	電子申請、届出等システムの利用件数	5件	H16	後年設定
庁舎利用が分かりやすく便利だと感じる市民の割合	庁舎整備および庁舎利用サービスの状況を示す指標	市民アンケート調査において、感じると答えた者の割合	—		後年設定
市民公募委員を含む審議会などの割合	市政の審議・審査を行う場への一般市民の参画状況を示す指標	市民公募委員を含む附属機関の数 ÷ 附属機関の総数 × 100	0件	H17	後年設定
パブリックコメントを求めた件数	政策立案等に際しての市民の意見聴取の状況を示す指標	パブリックコメント手続き実施件数	0件	H17	後年設定
会議記録を公開している審議会などの割合	情報公開への取り組み状況を示す指標	会議を公開している附属機関の数 ÷ 附属機関の総数 × 100	0件	H17	後年設定
市内に主たる事務所を置く NPO 法人の数	NPO 法人の活動状況を示す指標	市内に主たる事務所を有し、国または県の認証を受けた NPO 法人の数	7団体	H17	12団体

基本政策 その他(全基本政策共通)

成果指標					
指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値
市の一体感を感じる人の割合	新市の一体感の醸成に向けた取り組み状況やその成果を示す指標	市民アンケート調査において、肯定的回答をした人の割合	—		後年設定
郷土の歴史に関心を持っている人の割合	新市の歴史・文化の掘り起こしやその活用状況を示す指標	市民アンケート調査において、肯定的回答をした人の割合	—		後年設定
全市的な催し・イベントへの参加者数	市を挙げた催しへの市民等の参加状況を示す指標	地域を限定しない全市的な催し・イベントへの参加者数	—		後年設定